

令 和 5 年 第 3 回
八 潮 市 議 会 定 例 会

条 例 案 の 概 要

令和5年9月1日招集

議案第 9 2 号

八潮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症に係る作業手当を廃止するとともに、今後、特定新型インフルエンザ等により生じた作業に従事した職員に対して作業手当を支給することとするための改正

2 内 容

(1) 支給の対象となる作業

特定新型インフルエンザ等から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業のうち次に掲げるもの

- ① 特定新型インフルエンザ等の患者又はその疑いのある者と対面して行うもの
- ② その他規則で定めるもの

(2) 支給額

1日につき、1,500円。ただし、緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合には、1日につき、4,000円とする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

改正後の規定は、施行日以後の作業に係る作業手当の支給について適用し、同日前の作業に係る作業手当の支給については、なお従前の例による。

議案第93号

八潮市立保健センター設置及び管理条例及び八潮市立休日診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

八潮市立保健センター及び八潮市立休日診療所の位置を変更する等するための改正

2 内 容

(1) 八潮市立保健センター設置及び管理条例の一部改正

① 位置の変更（第1条関係）

現 行

改正後

八潮市八潮八丁目10番地1 → 八潮市中央一丁目2番地1

② レントゲン使用料の削除（第5条、別表関係）

(2) 八潮市立休日診療所設置及び管理条例の一部改正

① 位置の変更（第1条関係）

現 行

改正後

八潮市八潮八丁目10番地1 → 八潮市中央一丁目2番地1

② 使用料に係る規定の整備（第5条関係）

3 施行期日

令和6年1月4日。ただし、2(2)②は、公布の日